

## 中国個人情報越境標準契約の確定

2023年3月7日

桃尾・松尾・難波法律事務所

パートナー弁護士・北京大学法学博士 松尾剛行<sup>1</sup>

(Email: mmn@mmn-law.gr.jp)

中国律師

胡悦

(Email: hu.yue@mmn-law.gr.jp)

### 1. はじめに

2023年2月22日に中国版 SCC（越境移転標準契約）が正式に確定した<sup>2</sup>。同日、個人情報越境標準契約弁法が公布され、同年6月1日から施行される。

中国個人情報保護法（以下「個人情報保護法」という。）38条1項<sup>3</sup>は個人情報越境移転の方法をいくつか定めているところ、その1つが標準契約である<sup>4</sup>。そして、標準契約の草案は2022年6月30日に公表されており、正式確定が待たれていた。以下では、日本企業の中国子会社（以下「中国子会社」という。）が日本の親会社（以下「本社」という。）に移転をする場合を念頭に解説する。

### 2. 標準契約を利用した個人情報の越境移転の手続

標準契約を利用する場合、①本人同意取得、②個人情報保護影響評価の実施、③標準契

<sup>1</sup> 第一東京弁護士会。NY州弁護士。

<sup>2</sup> [http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c\\_1678884830036813.htm](http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm)。

<sup>3</sup> 個人情報保護法38条1項：個人情報取扱者が業務等の必要により、確かに中華人民共和国の域外に個人情報を提供する必要がある場合には、以下の1つの条件を具備しなければならない。

(1) 本法40条の規定に基づく国家インターネット情報部門による安全評価に合格した場合。

(2) 国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ている場合

(3) 国家インターネット情報部門が制定する標準的契約を域外の移転先と締結し、双方の権利及び義務を約定する場合。

(4) 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件。

なお、1号に定める安全評価については、データ越境移転安全評価弁法（2022年7月7日公布、2022年9月1日施行）等が、2号に定める個人情報の認証については、個人情報保護認証の実施に関する公告とその附属文書個人情報保護認証の実施に関する規則（2022年11月4日公布、同日施行）、及びサイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境処理活動認証技術規範 V2.0（2022年12月16日公布、同日施行）等の下位規定が、具体的な適用条件や手続きを定めている。

<sup>4</sup> 個人情報越境標準契約弁法4条1項は、「個人情報取扱者が標準的契約を締結する方法により国外に個人情報を提供する場合、同時に次の各号に掲げる状況の全てに該当しなければならない。①非重要情報インフラ運営者であること、②100万人未満の個人情報を取り扱うこと、③前年1月1日から累計で10万人未満の個人情報を国外に提供したこと、④前年1月1日より国外に提供したセンシティブ個人情報が累計で1万人に満たないこと」とし、中国個人情報保護法38条1項1号に定める安全評価が必要な場合とは異なる。松尾剛行＝胡悦「中国クラウドの利用と日本企業の義務」桃尾・松尾・難波法律事務所 News Letter 2022年1月12日 ([https://www.mmn-law.gr.jp/download\\_news\\_pdf.php?id=512&type=](https://www.mmn-law.gr.jp/download_news_pdf.php?id=512&type=)) 及びデータ越境安全性評価弁法（2022年7月7日公布、2022年9月1日施行）を参照。なお、個人情報越境標準契約弁法4条3項は、個人情報取扱者は数量分割等の手段を講じて、法により越境移転安全評価を経なければならない個人情報を標準契約の締結の方法により国外に提供してはならないと強調しており、例えば、越境移転の予定がある個人情報を複数の関連会社に分割することにより、個人情報の越境移転数量を減少させ、データ越境移転安全評価義務を回避することは禁止されている。

約の締結、及び④省レベルの主管機関への届出という手順を経る必要がある（個人情報越境標準契約弁法 5 条～7 条）。

### (1) 本人同意取得

越境移転標準契約固有の話ではないが、個人情報越境移転の方法としていずれの方法を採用するかを問わず、常に本人同意取得が求められる。個人情報保護法 39 条は「個人情報取扱者が中華人民共和国の域外に個人情報を提供する場合には、本人に対し域外の移転先の名称又は姓名、連絡方法、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び本人が域外移転先に対し本法の規定する権利を行使する方法及び手続等の事項を告知し、かつ本人の個別的同意を取得しなければならない。」、と規定して本人の個別的同意を要求している。そこで、まずは前提として本人の個別的同意を取得する必要がある。

### (2) 個人情報保護影響評価の実施

中国個人情報保護法は越境移転にあたり個人情報保護影響評価の実施を求めている<sup>5</sup>。個人情報越境標準契約弁法 5 条<sup>6</sup>は、標準契約を利用した場合の個人情報保護影響評価の具体的な内容を明記している。すなわち、①個人情報取扱者及び国外受領者が個人情報を取り扱う目的・範囲・方法等の適法性、正当性、必要性、②越境する個人情報の規模・範囲・種類・機敏度、個人情報の越境が個人情報の権益にもたらす可能性のあるリスク、③国外受領者が承諾した義務、及び義務履行の管理及び技術措置、能力等が越境された個人情報の安全を保障することができるか否か、④個人情報が越境後に生じる改ざん・破壊・漏洩・紛失・不法利用等のリスク、個人情報権益保護のルートが円滑であるか否か等、⑤国外受領者の所在する国又は地域の個人情報保護政策と法規が標準契約の履行に与える影響、⑥個人情報の越境移転安全に影響を及ぼす可能性のあるその他の事項を評価すべきとされる。

なお、国家基準として（いずれも推奨基準に過ぎず、強制的基準ではない）情報セキュリティ技術—個人情報安全影響評価ガイドライン（GB/T 39335-2020）及び情報セキュリ

---

<sup>5</sup> 個人情報保護法 55 条：以下に列挙する状況の一つが存在する場合、個人情報取扱者は、事前に個人情報保護影響評価を行い、かつ取扱状況を記録しなければならない。

(一) センシティブ個人情報の取扱。

(二) 個人情報を用いた自動的決定の実施。

(三) 個人情報の取扱の委託、他の個人情報取扱者への個人情報の提供、個人情報の公開。

(四) 域外への個人情報の提供。

(五) その他の本人の権利利益に重大な影響を持つ個人情報取扱活動。

<sup>6</sup> 個人情報越境標準契約弁法 5 条：個人情報取扱者は、国外に個人情報を提供する前に、個人情報保護の影響評価を行い、以下の内容を重点的に評価しなければならない。

① 個人情報取扱者及び国外受領者が個人情報を取り扱う目的・範囲・方法等の適法性、正当性、必要性。

② 越境する個人情報の規模・範囲・種類・機敏度、個人情報の越境が個人情報の権益にもたらす可能性のあるリスク。

③ 国外受領者が承諾した義務、及び義務履行の管理及び技術措置、能力等が越境された個人情報の安全を保障することができるか否か。

④ 個人情報が越境後に生じる改ざん・破壊・漏洩・紛失・不法利用等のリスク、個人情報権益保護のルートが円滑であるか否か等。

⑤ 国外受領者の所在する国又は地域の個人情報保護政策と法規が標準契約の履行に与える影響。

⑥ 個人情報の越境移転安全に影響を及ぼす可能性のあるその他の事項。

ティ技術—個人情報安全規範（GB/T 35273-2020）が存在するところ、個人情報越境標準契約弁法 5 条は、同条に定める個人情報保護影響評価の際にも、これらを参照することができるとする。

実務上は、中国子会社が実施する個人情報保護影響評価を本社が支援することになるだろう。具体的には、本社への移転であれば日本の個人情報保護政策と法規が標準契約の履行に与える影響につき、日本の個人情報保護法制の情報を本社が中国子会社に提供する等が考えられる。

### （3）標準的契約の締結

個人情報越境標準契約弁法 6 条 1 項は、標準契約は厳格に本弁法の附属文書に従って締結しなければならないとし、同条 2 項は、個人情報取扱者は、標準契約に抵触しないことを条件として、国外受領者とその他の条件を取り決めることができるとする。そこで、例えば、個人情報の越境移転に関する説明（取扱目的、取扱方法、規模、個人情報の種類、センシティブ個人情報の種類、国外の第三者受領者、伝送方法、保存期限と場所）、国外受領者が採用する技術と管理措置、連絡方法及び仲裁の選択等の一部の事項については当事者間で取り決めをすることができるものの、それ以外の点においては、標準契約の雛形通りに標準契約を締結しなければならない。

標準契約の主な条項としては、個人情報取扱者の義務、国外受領者の義務、現地の個人情報保護政策・法規が標準契約の履行に与える影響、本人の権利、救済方法、契約解除及び違約責任等が含まれる。ここで、以下のとおり、個人情報保護法に存在しない義務が含まれることに留意が必要であろう<sup>7</sup>。

個人情報取扱者（中国子会社）の義務として、①本人に対して本人が第三者たる受益者（third party beneficiary）であることを通知し、本人の要求に応じて標準契約の写しを提供すること（2 条(4)及び(9)）、及び②規制当局からの問い合わせに回答し、法に基づき必要な情報を規制当局に提供する（2 条(7)及び(11)）こと等が挙げられる。つまり、本人は標準契約の当事者ではないものの、標準契約に規定された本人の権利・利益について本人が受益者となり、直接個人情報取扱者（中国子会社）と国外受領者（本社）に対して権利を有するところ、そのことを本人に通知しなければならないのである。なお、上記(1)で個別同意を得る際に通知することが実務的である。

国外受領者（本社）の義務として、①本人の要求に応じて標準契約の写しを提供すること（3 条(3)）、②安全性を確保するための適切な技術的及び管理的措置を講ずること（3 条(6)）、③個人情報の漏洩が発生した場合には、直ちに個人情報取扱者に通知し、中国の規制当局に報告すること（3 条(7)）、④無断に中国国外の他の第三者に個人情報を提供してはならない（該当する条件を満たす場合を除く）（3 条(8)）こと、⑤標準的な契約義務の遵守を証明するために必要な情報を個人情報取扱者に提供することを受け入れること（3 条(11)）、及び⑥中国の規制当局の措置や決定に従うことを含め、規制当局の監督を受け入れることに同意する（3 条(13)）こと等が挙げられる。日本企業として中国の規制当局の監督を受け入れることに同意する等は違和感があると思われることから、この点は課題となるものの、他の越境移転の方法を利用しても実質的には同様の中国の規制当局

<sup>7</sup> なお、国外受領者、例えば本社はそもそも（中国）個人情報保護法の適用を受けないこともあることから、その意味では、個人情報保護法上の義務が何かも重要であるところ、この点については松尾剛行＝胡悦「中国個人情報保護法の成立」桃尾・松尾・難波法律事務所 News Letter2021 年 9 月 6 日 ([https://www.mmn-law.gr.jp/download\\_news\\_pdf.php?id=485&type=](https://www.mmn-law.gr.jp/download_news_pdf.php?id=485&type=)) を参照のこと。

の評価・監督等を受けることになることを踏まえると、他の越境移転の方法と比べた場合の標準契約のデメリットと一概に評することはできない。

なお、紛争解決条項については、中国の人民法院での訴訟<sup>8</sup>か、ニューヨーク条約加盟国の仲裁機関を選択でき、仲裁地は日本等中国国外でも良い。例えば、日本企業の場合、仲裁地を東京にして一般社団法人日本商事仲裁協会 JCAA を仲裁機関として約定することが考えられる。

#### (4) 主管機関への届出

個人情報越境標準契約弁法 7 条により、個人情報取扱者（中国子会社）は標準契約の発効日から 10 営業日以内に所在地の省レベルのインターネット通信部門に届出をしなければならないとされている。届出の際には、標準契約及び個人情報保護の影響評価報告書を提出しなければならない。

かかる主管機関への届出は、標準契約の効力に影響を与えるものでなく、かつ、主管機関が届出資料に対して実質的審査を行うことも規定されておらず、契約届出を関連個人情報の越境移転の前提条件ともされていない。但し、実務上、主管部門での届出を完了させた後に個人情報の越境移転を行ったほうが無難であろう。また、届出義務を履行しない場合、個人情報保護法により行政罰（警告、過料、業務許可の取り消し、信用ファイルへの記入・公示等）を受ける可能性があり、更に、一定の個人情報の不正な国外提供等犯罪を構成する場合、刑事責任を追及される。

省レベル以上のインターネット情報通信部門は、個人情報の越境移転活動に比較的大きなリスクが存在し、又は個人情報の安全に関する事件が発生したことを発見した場合、法に基づき個人情報取扱者に対して面談を行うことができる。個人情報取扱者は、要求に応じて改善し、潜在的な危険性を解消しなければならない（同弁法 11 条）。

### 3. 標準契約の再度の締結を要する場合

なお、状況が一定以上変更した場合には、標準契約の再度の締結を要する。即ち、個人情報越境標準契約弁法 8 条は、「標準契約の有効期間内に次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、個人情報取扱者は、個人情報保護影響評価を改めて行い、標準契約を補足し又は改めて締結し、かつ相応の届出手続きを行わなければならない。

- ① 国外に個人情報を提供する目的、範囲、類型、機敏度、方法、保存場所又は国外受領者が取り扱う個人情報の用途、方法に変化が生じた場合、又は個人情報の国外保存期間を延長した場合。
- ② 国外受領者が所在する国家又は地域の個人情報保護政策・法規に変化が生じる等、個人情報の権益に影響を及ぼす可能性がある場合。
- ③ 個人情報の権益に影響を及ぼす可能性のあるその他の状況。」と規定している。

これらの内容は抽象的であるが、要するに、越境移転の内容や移転先（本ニュースレターで想定している事案を前提とすると日本）の法制度の変更が個人情報の権益に影響を及ぼす可能性がある場合、当事者は、再度標準契約を締結しなければならない。なお、この場合において個人情報越境後の取扱条件の変化について、個人情報保護影響評価を実施し、主管機関へ届け出ることが必要である。

---

<sup>8</sup> つまり、日本の裁判所での訴訟は選択できない。



#### 4. 施行日と経過措置

個人情報越境標準契約弁法 13 条は、「本弁法は 2023 年 6 月 1 日より施行する。本弁法の施行前に既に実施した個人情報の越境移転活動が本弁法の規定に合致しない場合、本弁法の施行日から 6 ヶ月以内に是正を完了させなければならない。」としている。即ち、正式に標準契約を利用できるのは、2023 年 6 月 1 日からである。そして、2023 年 5 月 31 日までに既に実施済みの域外移転が同弁法に適合しない場合、2023 年 12 月 1 日までに是正しなければならない。実務上は、再度（確定版）標準契約を締結し直すことになり、そのための個人情報保護影響評価等を行うことになるだろう。

以上